

目次

- * 第65回高崎市農業会議所総代会開催
第1回農業経営講座
農業委員会・農業会議所活動報告 P2
- * 令和6年度農地パトロールの実施について
NOSAIぐんまより収入保険のお知らせ P3
- * 地域計画における協議の場について
利用権設定について P4
- * クビアカツヤカミキリに要注意! P5
- * 家族経営協定締結のすすめ
農業用施設の設置時における届出について P6
- * 農業者年金に加入しませんか P7
- * 農業者紹介シリーズ㊦、高崎産を食べよう!! P8

No.191 令和6年8月31日
高崎市農業委員会・高崎市農業会議所会報

農家の友

ホームページ <http://www.city.takasaki.gunma.jp>
E-mail nougyou@city.takasaki.gunma.jp



ブルーベリー農園(宮沢町)

農地の貸し借りは、農地情報バンク登録をご利用下さい

詳細は高崎市農業委員会事務局農業振興担当まで(TEL.027-321-1299)

第65回高崎市農業会議所総代会開催

5議案原案通り承認

第65回高崎市農業会議所総代会が、書面開催の形式により行われました。審議が行われたのは、令和5年度の事業報告、収入・支出決算及び会計監査報告、高崎市農業会議所役員変更の承認、令和6年度の事業計画、収入・支出予算(案)の5議案で、全て原案どおり承認されました。

主な事業計画

- 一、理事会、自農協支部代表者会議を開催する。
- 二、市主催の農業まつりにおいて、自農協による「チャリティーバザー」を開催し、共進会に協賛する。
- 三、会報誌「農家の友」を発行する。
- 四、農業経営講座を開催する。

第1回農業経営講座

農林水産業費予算

	令和6年度	令和5年度
農業委員会費	51,496千円	51,016千円
農業総務費	909,027千円	1,562,706千円
農業振興費	118,223千円	123,821千円
農作物養蚕対策費	47,725千円	41,330千円
畜産業費	63,102千円	72,165千円
農地費	364,514千円	594,736千円
地籍調査費	27,046千円	27,841千円
林業総務費	31,541千円	31,802千円
林業振興費	189,873千円	179,125千円

令和6年度農林水産業費予算

18億254万円

令和6年度の当初予算が3月の定例市議会において議決されました。

一般会計当初予算1682億9千万円の内、農林水産業費予算の割合は、約1.07%になっております。

内訳は左記のとおりです。

農業委員会・農業会議所活動報告(上期主なもの) 令和6年4月～令和6年8月

月	日	曜日	内 容	開催場所
4	3	水	北部・南部事前協議	市役所会議室
	5	金	農業委員会総会	市役所会議室
	12	金	農業会議所会計監査	農業委員室
	19	金	自農協支部代表者会議	書面開催
	26	金	運営協議・事前調査	農業委員室他
5	1	水	北部・南部事前協議	市役所会議室
	7	火	農業委員会総会	市役所会議室
	20	月	農業会議所総代会 第1回経営講座	書面開催
	28	火	農家の友編集会議	市役所会議室
	30	木	運営協議・事前調査	農業委員室他

月	日	曜日	内 容	開催場所
6	3	月	北部・南部事前協議	市役所会議室
	5	水	農業委員会総会	市役所会議室
	28	金	運営協議・事前調査	農業委員室他
7	3	水	北部・南部事前協議	市役所会議室
	5	金	農業委員会総会	市役所会議室
	30	火	運営協議・事前調査	農業委員室他
8	1	木	北部・南部事前協議	市役所会議室
	5	月	農業委員会総会	市役所会議室
	30	金	運営協議・事前調査 農家の友8/31号発行	農業委員室他

令和6年度の 農地パトロールを実施します。

7月から9月にかけて農業委員会による農地パトロール（利用状況調査）を実施します。

この調査は、高崎市全地域の農地の利用状況を調査するものです。

保全管理や調整水田など、たとえ作付けを行わない農地であっても、耕運や雑草の刈り取りを行うなど、定期的に農地の適正管理を行っていただきますようお願いいたします。

今回の調査で適正に管理がなされていない農地の所有者には、有効に農地が利用されるよう意向調査等を行います。



収入保険は 「あなたの未来を守ります!!」



収入保険は、青色申告者で、全ての農産物を対象に、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する制度です。**令和5年度加入実績1,823経営体**
収入保険に加入して、不測の事態に備えましょう!!

特徴①：幅広いリスクから農業経営を守ります。

特徴②：全ての農産物が対象となります。

自然災害や
鳥獣害などによる
収量減少



市場価格の
低下



倉庫が浸水して
売り物にならない



盗難や運搬中の
事故



災害によって
作付不能に
なった



けがや病気で
収穫が
できない



取引先が
倒産した



輸出したが、
為替変動で
大損した



※収入保険に関する詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

NOSAIぐんま 西支所

電話:027-344-2181

令和6年度 地域計画における協議の場のお知らせ

農業経営基盤強化促進法等の改正法が令和5年4月1日に施行され、地域における農業の将来の在り方等について「協議の場」を設け、ここでの協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための「地域計画」を、令和7年3月末までに策定することが求められております。

地域計画は、地域の農業者の話し合いに基づき、「地域農業の在り方(10年後にどのような農業を目指したいか、その実現のために何が必要で、誰が何をしなければならないか等)」をまとめた計画書と、農地1筆ごとに将来の利用者を明確化した「目標地図」をセットで合意・決定する必要があります。このため、今後、農地の貸借や補助事業を活用される際にも各地域の担い手として位置付けられる事が原則必要となります。

本市では、今年度、地域ごとに協議の場を設け、令和6年度中に市内全域の人・農地プランについて地域計画の策定を進めていく予定となっております。

今年度の開催は2回を予定しております。1回目は8月と9月、そして2回目は年末頃を予定しております。各地域の日程や場所等、参加をご希望される場合には農林課農政担当までお問合せください。

(担当：農林課農政担当 027-321-1317)

利用権設定について

農用地利用集計計画明細書(通称：利用権)の申出書は、次回は12月1日始期で申出の締め切りが9月末となっております。農業経営基盤強化促進法等の改正法が令和5年4月1日に施行され、利用権設定は令和7年3月末をもって農地中間管理事業に統合廃止となります。利用権の設定は今回が最終回となりますので利用権を活用される場合には9月末までに申出をお願いします。

貸借を希望する農地が、未相続あるいは土地共有員が存在する場合には、書類の精査に時間を要しますので提出はお早めをお願いします。

(今年度残り予定)

(担当：農林課農政担当 027-321-1317)

始期	令和6年12月1日
申請締め切り	令和6年9月末日



特 定 外 来 生 物

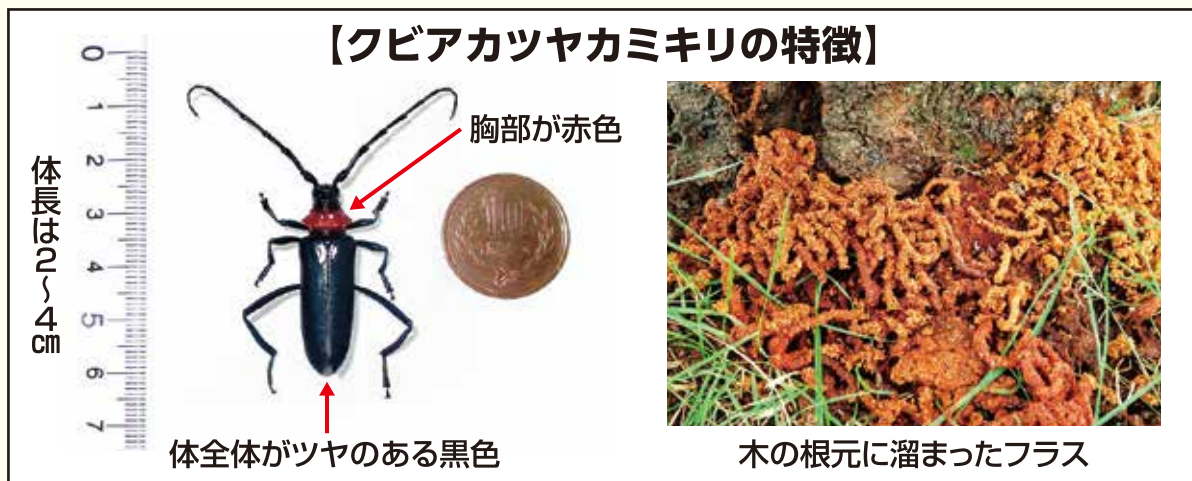
クビアカツヤカミキリに要注意!

「クビアカツヤカミキリ」は、**モモ、スモモ、ウメ、サクラ**などの木の中を食い荒らす特定外来生物です。木を弱らせて枯らしてしまうため、**果樹生産に深刻なダメージを与えます。**

高崎市内でも、果樹に対するクビアカツヤカミキリの被害が年々増加しています。

駆除と情報提供にご協力をお願いします!

- 成虫は踏みつぶすなどしてその場で駆除してください。
- 成虫やフラス(幼虫の排せつ物)を見つけたら、**下記の連絡先まで場所等をお知らせ下さい。**



【確認のポイント】

- 園内を見回り、フラスの発生が無いか確認しましょう。他のカミキリムシ類やコスカシバと違い、**かりんとう状の大量のフラスが特徴**です。
- 幼虫が小さい場合、大量のフラスが確認できないことがあります。かりんとう状のフラスになっているか、他の害虫の被害より異常に被害箇所が多いなど確認して下さい。

連絡先

組 織	電 話 番 号	組 織	電 話 番 号
高崎市 農林課	027-321-1261	吉井支所 産業課	027-387-3134
倉渕支所 農林建設課	027-378-4527	西部農業事務所 担い手・園芸課	027-321-3600
箕郷支所 産業課	027-371-9057	JAたかさき 野菜センター	027-353-2615
群馬支所 産業課	027-373-2447	JAはぐくみ 西部営農センター	027-374-0256
新町支所 地域振興課	0274-42-1235	JAはぐくみ 東部営農センター	027-371-2235
榛名支所 産業観光課	027-374-6712	JAたのふじ 吉井野菜センター	027-387-4979

家族経営協定締結のすすめ

家族経営協定とは、家族で農業経営をしていく上で、個々の役割、責任、就業条件、報酬等を明確にし、企業的な農業経営の実現を目指すため、家族間で取り決めたことを文書化したものです。家族での話し合いに基づいて、農業経営の進め方について見直し、明るい家庭と働きやすい環境を家族全員で築いていこうとするものです。

◎家族の誰もが経営に参画する

- ・女性や若者も経営に参画し、家族みんなで経営方針の協議や収益の配分等を行なう「パートナーシップ経営」を確立する。

◎女性農業者の地位の確立

- ・女性の農業労働、家事労働を適正に評価し、経営の一員としての位置づけを明らかにする。
- ・報酬の支払や休日の設定など、就業条件の整備に努める。

◎後継者の自立支援

- ・後継者として安心して就農できるように、報酬額を明らかにしておく。
- ・農業経営の円滑な世代交代を実現するため、家庭内で経営移譲の時期や方法を明らかにして、長期的な経営計画を立てる。

◎農業経営の確立を支援

- ・経営体を安定的に発展させるために家族全員が営農と生活について共通の目標を持ち、主体的に活動し、経営管理の近代化を図る。
- ・家族経営農業の法人化を支える運動として、また、法人化後においても、家族の就業条件の明確化や、相続をめぐる調整等の実現を図る。

◎問い合わせ先 農業委員会事務局 農業振興担当 電話027-321-1299

農業用施設を設置する前に手続きをお願いします。

耕作の事業を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置する場合、農業委員会に届出書を提出する必要がありますので、設置を検討されている方は、次の事項を確認してください。

◆設置できるケースは、

- ・自己所有地で自らが耕作している農地に施設をつくる場合
- ・賃貸借権等に基づく耕作者が耕作している農地に施設をつくる場合

◆面積は、

- ・施設に必要な敷地面積が200㎡未満までの場合
- ※それ以上は、農地転用許可申請の手続きが必要です。

◆農業用施設の種類の、

農機具格納庫、農業用倉庫、温室、畜舎など

農地の状況や利用計画により、届出書では対応できない場合などもありますので、事前に農業委員会までご相談ください。

農業者年金に加入しませんか!!



ポイント① 農業者なら広く加入可能

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方は誰でも加入できます。さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

ポイント② 安心できる積立方式・確定拠出型

加入者の積み立てた保険料とその運用益を組み合わせた額により将来受け取る年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の年金です。加入者や年金受給者の数が変化してもその影響を受けない、財政的に安定した少子高齢化時代でも安心できる制度です。

ポイント③ 保険料は自由に選択、いつでも見直し可

通常加入の月額保険料は2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7000円まで千円単位で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

ポイント④ 終身年金で一生涯をサポート

加入者全員が「農業者老齢年金」を65歳から75歳未満で終身受け取ることができます。また、仮に80歳前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳になる月までに受け取れる予定だった現在価値相当額が「死亡一時金」として遺族に支給されます。

ポイント⑤ 充実した税制面の優遇措置

その年に支払った保険料の全額が所得税・住民税・復興特別所得税の「社会保険料控除」の対象になります。

ポイント⑥ 保険料の国庫補助

認定農業者かつ青色申告者、認定新規就農者かつ青色申告者など、一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助(政策支援加入)があります。

区分	必要な要件	本人負担の保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定新規就農者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1または2のものと家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす農業経営者で、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1または2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した後継者	1万4千円	(6千円)	—	

(注)35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

農業者年金の加入の申し込み・お問い合わせは、高崎市農業委員会事務局(321-1299)または、お近くのJAまでお気軽にご相談ください。

農業者紹介 シリーズ

25



高崎市宮沢町

清水 龍良 様



第25回の農業者紹介は、宮沢町の清水龍良さんです。清水さんは工業高校卒業後、木や木材に強く興味を惹かれたため、大工の道に進み、日々腕を磨いていました。

その仕事を通してやりがいを感じることも多かったとのことですが、40歳を超えたことを契機にお父様の跡を継ぐことを決心され、現在は就農してから約7年が経過した若手農家です。

清水家はもとと梅とイチゴを耕作していましたが、お父様が年間を通して安定した農業ができるようにと、梅からブルーベリーに作目を変更されました。

ブルーベリーを選んだ理由は親戚に日本唯一のブルーベリーマイスターがいたため、師事しながら試行錯誤を続け、約20年続くブルーベリー農家に育て上げら

れました。現在はブルーベリー約5反、イチゴ約1.4反をお母様やパートの方の協力も得て栽培しており、直売所をやりたい気持ちはあるものの人手が足りず市場への出荷がやっとのことです。

自慢のブルーベリーは全6品種、全て無農薬で栽培しており、肥料の一部としてそば殻やもみ殻を使用していることが特徴的です。清水さん曰く、「父親の代からこのやり方を守ってきた。そば殻やもみ殻は知り合いから提供してもらっており、たくさんの人に支えられているからやっていた」と周囲への感謝を口にされていました。

無農薬栽培のため、害虫駆除を時間と手間をかけて丁寧に行っていることもあり、清水さんのブルーベリーは粒が大きくて皮がやわらかく、上品な甘みとほのかな酸味のバランスが大変魅力的です。

清水さんに今後の展望を伺ったところ、「まだまだ経験不足だと感じているので、今は父親が残してくれたものを受け継ぎ、維持していくことを精一杯やっていきたい」と柔らかな笑顔で答えてくださいました。

清水さんの笑顔からは周りの人を大切に思う気持ち、継承したものを守っていくという覚悟がにじみ出ていました。



このコーナーでは農畜産物を使ったレシピを紹介いたします。

～夏にピッタリ!さわやかなおいしさ!～ 「チキンのブルーベリーソースがけ」と 「ブルーベリーカップケーキ」

チキンのブルーベリーソースがけ材料【2人分】

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ・鶏もも肉……………2枚 | ・バルサミコ酢……………大さじ4 |
| ・白ワイン……………大さじ1 | ・赤ワイン……………大さじ4 |
| ・塩、こしょう……………少々 | ・しょうゆ……………大さじ3 |
| ・オリーブオイル……………大さじ1 | ・ブルーベリージャム……………大さじ1 |
| ・バター……………10g | ・はちみつ……………大さじ1 |
| ・生ブルーベリー……………20g | |

ブルーベリーカップケーキ材料【5個分】

- ・ブルーベリージャム……………100g ・ホットケーキミックス……………80g
・無塩バター……………100g ・溶き卵……………2個



作り方

<チキンのブルーベリーソースがけ>

- 鶏肉をキッチンペーパーで拭き、黄色の脂肪部分と白色のすじ部分を取り除く。身の厚い部分を開き、3cm幅のそぎ切りにして塩・こしょう・白ワインで下味をつける。
- フライパンにオリーブオイルを入れて熱し、鶏肉を皮目からパリッとなるまで両面焼く。
- 鶏肉に火が通ったら器に盛り、フライパンをキッチンペーパーで軽く拭く。
- Aをフライパンに入れてトロっとするまで混ぜながら煮詰めたら、バターを加えて鶏肉にかけ、生ブルーベリーを添えて完成。

<ブルーベリーカップケーキ>

- ブルーベリージャムを耐熱容器に入れ、ラップをせずに600wで20秒ほどレンジで加熱して混ぜる。
- 別の耐熱容器にバターを入れ、ふんわりとラップをかけて600wで50秒ほどレンジで加熱して混ぜる。ホットケーキミックス、溶き卵を加えてなめらかになるまで混ぜる。
- ①のブルーベリージャムを②に加え、底から切るように3回程混ぜる。
- オーブンを170度に予熱し、カップに移した③を入れ、170度で20分ほど焼いて完成。